

寄 附 行 為

学 校 法 人 立 命 館

令和7年6月1日施行

学校法人立命館寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、中川小十郎の創立した財団法人立命館の組織を変更したものであって、学校法人立命館と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

(1) 立命館大学

大学院

法学研究科

経済学研究科

経営学研究科

社会学研究科

文学研究科

理工学研究科

国際関係研究科

政策科学研究科

先端総合学術研究科

言語教育情報研究科

法務研究科（法科大学院）

テクノロジー・マネジメント研究科

経営管理研究科

スポーツ健康科学研究科

映像研究科

情報理工学研究科

生命科学研究科

薬学研究科

教職研究科（教職大学院）

人間科学研究科

食マネジメント研究科

法学部

法学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

国際経営学科

産業社会学部

現代社会学科

文学部

人文学科

理工学部

電気電子工学科

機械工学科

ロボティクス学科

数理科学科

物理科学科

電子情報工学科

建築都市デザイン学科

環境都市工学科

国際関係学部

国際関係学科

アメリカン大学・立命館大学国際連携学科

政策科学部

政策科学科

情報理工学部

情報理工学科

映像学部

映像学科

薬学部

薬学科

創薬科学科

生命科学部

応用化学科

生物工学科

生命情報学科

- 生命医科学科
- スポーツ健康科学部
 - スポーツ健康科学科
- 総合心理学部
 - 総合心理学科
- 食マネジメント学部
 - 食マネジメント学科
- グローバル教養学部
 - グローバル教養学科
- (2) 立命館アジア太平洋大学
 - 大学院
 - アジア太平洋研究科
 - 経営管理研究科
 - アジア太平洋学部
 - アジア太平洋学科
 - 国際経営学部
 - 国際経営学科
 - サステイナビリティ観光学部
 - サステイナビリティ観光学科
- (3) 立命館高等学校 全日課程普通科
- (4) 立命館中学校
- (5) 立命館宇治高等学校 全日課程普通科
- (6) 立命館宇治中学校
- (7) 立命館慶祥高等学校 全日課程普通科
- (8) 立命館慶祥中学校
- (9) 立命館守山高等学校 全日課程普通科
- (10) 立命館守山中学校
- (11) 立命館小学校

第3章 機関の設置

(役員、評議員および会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事49名
 - (2) 監事3名
- 2 この法人に、評議員51名を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。
- 3 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 4 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 5 理事選任機関は、この寄附行為または別に定める規程により理事候補者が推薦された場合、その推薦の意向を十分に尊重するものとする。
- 6 監事または評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告または求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 7 理事選任機関の下に、第8条第1項第1号に定める理事を推薦するための理事推薦委員会（以下「1号理事推薦委員会」という。）および第8条第1項第2号イおよびロに定める理事を推薦するための理事推薦委員会（以下「2号理事推薦委員会」という。）を設置する。
（総長および副総長）

第7条 この法人の設置する学校その他一般教学に関する事項を総括するため総長を1名置く。

- 2 総長は、別に定める規定により推挙される者を理事会で選任する。
- 3 総長および理事長を補佐するため、副総長を4名置く。
- 4 副総長は、総長が理事長と協議したうえで推薦し理事会で選任する。

第4章 理事会および理事

第1節 理事の選任および解任等

（理事の選任）

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 1号理事推薦委員会から推薦された者のうちから理事会において選任した者 3名
 - (2) 次のイ、ロの区分において2号理事推薦委員会から推薦された者のうちから理事会において選任した者およびハの区分において推薦された者のうちから理事会において選任した者
 - イ 立命館大学校友会、立命館アジア太平洋大学校友会の会員のうちから推薦する者 3名
 - ロ 立命館清和会、立命館宇治中学校・高等学校同窓会鳳凰会、立命館慶祥会および立命館守山早苗会の会員のうちから推薦する者 2名
 - ハ 理事長および総長が推薦する者 10名
 - (3) 次に掲げる役職者等のうちから理事会において選任した者
 - イ 総長 1名
 - ロ 副総長 4名
 - ハ 立命館アジア太平洋大学副学長のうち理事長および総長が推薦する者 2名
 - ニ 立命館大学の学部長 16名
 - ホ 立命館アジア太平洋大学の学部長 3名
 - へ 附属校教員（元附属校教員を含む）のうちから理事長および総長が推薦する者 2名
 - ト 事務職員（元事務職員を含む）のうちから理事長および総長が推薦する者 3名
- 2 前項第3号イからホまでに規定する理事は、当該の職を退いたときは理事の職を失う。

(理事の資格および構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後3年(第8条第1項第3号イの規定により理事となる者は4年)以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補充として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任および退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事会に求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、または当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から14日以内に理事会による解任がなされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日または当該決議があった日から14日を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会および理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の職務等)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち19名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事会の決議により、業務執行理事のうち副理事長1名、専務理事1名および常務理事若干名を置くことができる。副理事長、専務理事および常務理事の職を解任するときも、同様とする。
- 5 理事会の決議により、相談役1名を置くことができる。相談役の職を解任するときも、同様とする。
- 6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(副理事長、専務理事、常務理事および相談役の職務)

第16条 副理事長、専務理事、常務理事および相談役は、この法人の業務を次の通り分掌する。

- (1) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (2) 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、主として総務、財務および企画に関する日常業務を総括執行する。
- (3) 常務理事は、日常業務を分担執行する。
- (4) 相談役は、この法人の運営に関する助言および情報提供を担当する。

(代表権の制限)

第17条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代行)

第18条 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

(理事の報告義務)

第19条 理事長および業務執行理事は、三月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事および各監事に対して、会議の日時および場所ならびに会議の目的である事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第21条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項および第4項ならびに第32条第2項の規定にもとづき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 3 理事会の日常業務を執行するため常任理事会を置く。常任理事会は別に定める規定により、その業務を行う。

(決議)

第22条 理事会の決議は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (2) この法人の合併

- 4 理事は、書面または電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第23条 法令およびこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長および当該理事会で定めた2人以上の理事ならびに出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第51条第2項において同じ。)または記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(顧問)

第25条 この法人の業務に関する重要な意見を聞くために、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の功労者または学識徳望のある者のうちから、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

第5章 監事

第1節 選任および解任等

(監事の選任)

第26条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の資格)

第27条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項および第6項ならびに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第28条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補充として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任および退任)

第29条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事の選任もしくは解任または辞任に関する手続)

第30条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任もしくは解任または辞任について意見を述べるることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨ならびにその日時および場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第31条 監事は、第5条に定める定数を下回るときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第32条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会および評議員会に提出すること。

(3) 理事会および評議員会に出席して意見を述べること。

(4) この法人の業務もしくは財産または理事の職務の執行の状況に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときまたは不正の行為がなされ、もしくは法令もしくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会および評議員会ならびに文部科学大臣に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令またはこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

(常勤監事の選定および解職)

第33条 監事のうち1名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限)

第34条 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、またはこの法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、またはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令もしくはこの寄附行為に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第35条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくはこの寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会および評議員

第1節 評議員の選任および解任等

(評議員の選任)

第36条 評議員は、次の各号に掲げる区分により選任する。

- (1) この法人の職員の互選による者のうちから理事会において選任した者 17名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、評議員会の下に設置された評議員推薦委員会から推薦された者のうちから評議員会において選任した者 29名
 - (3) この法人の功労者および縁故者ならびに学識経験者であって、理事長が推薦した者のうちから理事会において選任した者 5名
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 4 法令およびこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任および解任に関し必要な事項は、学校法人立命館寄附行為施行細則および学校法人立命館教職員評議員選挙規程において定める。

(評議員の資格)

第37条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項および第6項、第46条第2項および第3項ならびに第62条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第38条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補充として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任および退任)

第39条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任した機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第5条に定める定数を下回るときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会および評議員の職務等

(評議員会の構成)

第40条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第41条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分または譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算および事業計画ならびに事業に関する中期的な計画の作成または変更
- (4) 役員および評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定または変更
- (5) 寄附行為の変更（軽微な変更として私立学校法施行規則第54条第1項各号で定めるもの。）
- (6) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 寄附行為の変更（軽微な変更として私立学校法施行規則第54条第1項各号で定めるものを除く。）
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第42条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくはこの寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第35条の

請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、または当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第43条 評議員会は、役員、会計監査人または清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面または電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人または清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第44条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第45条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決にもとづき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時および場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第46条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面または電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければ

ばならない。

3 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第47条 第32条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第45条第4項第1号、第2号および第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第48条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第49条 評議員会に議長1名および副議長1名を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。

(決議)

第50条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面または電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第51条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長および議長が指名した出席評議員2名ならびに出席した監事が署名または記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第52条 理事長、業務執行理事および監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、業務執行理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会および評議員会の協議)

第53条 法令またはこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、さらに審議を尽くす

ために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任および解任等

(会計監査人の選任)

第54条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第55条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第56条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任および解任等に関する手続き)

第57条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任もしくは不再任または辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨ならびにその日時および場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第58条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第59条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表および収支計算書をいう。以下同じ。）およびその附属明細書ならびに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事および理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、または理事および職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本または抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、またはこの法人もしくはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算および事業計画等

(会計年度)

第60条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第61条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員および評議員の報酬)

第62条 役員および評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第63条 役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員または会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定にもとづく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定にもとづく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員または会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第64条 理事（理事長、業務執行理事およびこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事または会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金96万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事または会計監査人と締結することができる。

第10章 資産および会計

(資産)

第65条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第66条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第67条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第68条 基本財産および運用財産中の積立金の保管に関する事項は、別に定める。

(経費の支弁)

第69条 この法人の経費は、次の収入でこれを支弁する。

- (1) 補助金
- (2) 信託受益金
- (3) 資産より生ずる収入
- (4) 授業料その他の諸収入金

- (5) 寄附金
 - (6) その他の収入
- (会計)

第70条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第71条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告および決算)

第72条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備置きおよび閲覧)

第73条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。以下第3項および第79条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号および前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類ならびにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しまたはこれらの書類の謄本もしくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせまたは交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第74条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第75条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議（ただし、寄附行為の変更のうち軽微な変更として私立学校法施行規則第54条第1項各号で定めるも

の) において同じ。) を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散および合併

(解散)

第76条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議および評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号または第2号に掲げる事由による解散は文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第77条 この法人が解散した場合（合併または破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第78条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第79条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類および事業報告書ならびにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿ならびに役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第80条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第81条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

附 則（昭和26年2月15日組織変更認可、同年3月10日登記）

この寄附行為は、この法人の組織変更の登記をした日から施行する。

附 則（昭和27年3月28日神山高・中校廃止に伴う一部変更認可、同年4月8日登記）

この寄附行為は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則（昭和27年9月29日学部長理事の選任並びに監事補充選任の方法を改める一部変更認可）

この寄附行為は、昭和27年9月29日から施行する。

附 則（昭和29年12月22日短大並びに専門学校廃止に伴う一部変更認可、昭和30年1月8日登記）

この寄附行為は、昭和29年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年6月21日旧大学令による立命館大学廃止並びに法人設立当初の役員に関する規定削除のための改正認可、昭和35年8月17日登記）

この寄附行為は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年1月20日設置する学校に種類追加のための変更認可、同年2月19日登記）

この寄附行為は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年8月10日役員並びに評議員定数、理事の選任等を改める一部変更認可）

この寄附行為は、昭和37年8月10日から施行する。

附 則（昭和39年1月25日学校の種類中、経営学部第2部追加認可、同年2月7日登記）

この寄附行為は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月25日専務理事制を廃止し、常務理事制に改める一部変更認可）

この寄附行為は、昭和39年4月18日から施行する。

附 則（昭和40年1月25日学校の種類中、産業社会学部追加並びに理事、評議員の定数改正、一部変更認可、昭和40年2月11日登記）

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月4日学校の種類中、高等学校定時制廃止並びに高中校長の兼任中の理事選任の項改正、一部変更認可、昭和43年7月1日登記）

この寄附行為は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月26日第4条（設置する学校）中、学科の名称追加に伴う一部変更認可、同年5月6日登記）

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月29日第4条（設置する学校）中、大学院研究科の名称追加のための変更）

この寄附行為は、昭和51年6月1日から適用する。

附 則（昭和54年6月8日第2条事務所の所在地変更に伴う一部変更認可、同年9月10日登記）

この寄附行為は、昭和54年9月10日から施行する。

附 則（昭和59年5月25日第11条理事代表権の制限及び第13条理事長の職務の代理又は代行の改正に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、昭和59年10月17日から施行する。

附 則（昭和61年12月23日第4条（設置する学校）中、理工学部情報工学科追加に伴う一部変更認可、昭和62年1月7日登記）

この寄附行為は、昭和61年12月23日から施行する。

附 則（昭和62年12月23日第4条（設置する学校）中、国際関係学部国際関係学科追加に伴う一部変更認可、同年12月26日登記）

この寄附行為は、昭和62年12月23日から施行する。

附 則（昭和63年12月26日総長・副総長制等の確立及び役員・評議員定数変更認可に伴う改正）

この寄附行為は、昭和63年12月26日から施行する。

附 則（平成2年2月16日常務理事設置に伴う理事・評議員定数の変更等認可に伴う改正）

この寄附行為は、平成2年2月16日から施行する。

附 則（平成3年12月20日第4条（設置する学校）中、理工学部第1部電気工学科の学科名称変更に伴う一部変更認可、平成4年4月13日登記）

平成3年12月30日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

（立命館大学理工学部第1部電気工学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部第1部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成4年3月19日第4条（設置する学校）中、大学院国際関係研究科追加に伴う一部変更認可、同年4月13日登記）

この寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月21日第4条（設置する学校）中、理工学部第1部情報学科、生物工学科、環境システム工学科追加、並びに政策科学部政策科学科追加に伴う一部変更認可、平成5年12月27日登記）

この寄附行為は、平成5年12月21日から施行する。

附 則（平成6年8月22日法人合併認可に伴う、第4条（設置する学校）中、立命館宇治高等学校全日課程普通科及び宇治高等専修学校高等課程、専門課程の追加、並びに理事・評議員定数の変更、平成6年10月31日登記）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年8月22日）から施行する。

附 則（平成7年12月22日第4条（設置する学校）中、理工学部第1部光工学科及びロボティクス学科設置に伴う一部変更認可、平成7年12月27日登記）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則（平成7年12月22日第4条（設置する学校）中、昼夜開講制実施に関わる法学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部及び文学部第1部の学部名称変更に伴う一部変更認可、平成7年12月27日登記）

平成7年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

（立命館大学法学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部および文学部第1部の存続に関する経過措置）

立命館大学法学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部および文学部第1部は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学部等に在学するものが、当該学部等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成 7 年 12 月 25 日法人合併認可に伴う、第 4 条（設置する学校）中、立命館大学慶祥高等学校全日制課程商業に関する学科（流通経済科）の追加及び理事・評議員定数の変更、平成 8 年 3 月 5 日登記）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 7 年 12 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 19 日第 4 条（設置する学校）中、大学院政策科学研究科追加に伴う一部変更認可、平成 8 年 12 月 26 日登記）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 12 月 19 日）から施行する。

附 則（平成 9 年 2 月 10 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学工学部第 2 部基礎工学科の廃止に伴う一部変更認可、平成 9 年 4 月 3 日登記）

平成 9 年 2 月 10 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（立命館大学工学部第 1 部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科の存続に関する経過措置）

立命館大学工学部第 1 部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成 9 年 2 月 28 日 副総長の 1 人増員およびこれに関わる理事・評議員定数の変更等認可に伴う改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 2 月 28 日）から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 7 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学慶祥高等学校への全日制課程普通科設置に伴う一部変更認可、平成 9 年 4 月 3 日登記）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 3 月 7 日）から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 25 日理事・評議員定数の変更等認可に伴う改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 4 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日副総長の 1 人増員およびこれに関わる理事・評議員定数の変更認可に伴う改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 10 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則（平成 10 年 7 月 24 日宇治高等専修学校廃止認可に伴う改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 10 年 7 月 24 日）から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 7 日第 4 条（設置する学校）中、立命館大学工学部化学科及び生物工学科の学科名称変更に伴う一部変更認可、平成 11 年 11 月 10 日登記）

平成 11 年 10 月 7 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（立命館大学工学部化学科および生物工学科の存続に関する経過措置）

立命館大学工学部化学科および生物工学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成11年10月22日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部数理科学科および物理科学科追加に伴う一部変更認可、平成11年11月10日登記）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行する。

附 則（平成11年12月22日第4条（設置する学校）中、立命館アジア太平洋大学の追加及びこれに関わる理事・評議員定数の変更等認可に伴う改正）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成11年12月22日第4条（設置する学校）中、立命館大学慶祥高等学校の名称変更及び立命館慶祥中学校追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成12年10月26日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部情報工学科の廃止に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年10月26日）から施行する。

附 則（平成12年12月21日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部電子光情報工学科の学科名称変更に伴う一部変更認可）

平成12年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

（立命館大学理工学部光工学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部光工学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成12年12月21日第4条（設置する学校）中、立命館大学産業社会学部人間福祉学科および文学部心理学科追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則（平成12年12月21日第4条（設置する学校）中、大学院応用人間科学研究科追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則（平成13年8月1日第4条（設置する学校）中、立命館慶祥高等学校全日制課程商業に関する学科（流通経済科）廃止に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則（平成14年10月3日第4条（設置する学校）中、立命館宇治中学校の追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年10月3日）から施行する。

附 則（平成14年12月19日第4条（設置する学校）中、立命館大学大学院先端総合学術研究科および言語教育情報研究科追加並びに立命館アジア太平洋大学大学院追加、並びに中央省庁等改革に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年12月19日）から施行する。

附 則（平成15年7月25日第4条（設置する学校）中、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科、知能情報学科、生命情報学科、ならびに文学部人文科学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成15年7月25日から施行する。

附 則（平成15年11月27日第4条（設置する学校）中、大学院法務研究科（法科大学院）追加、情報理工学部設置に伴う理事・評議員定数の変更、立命館慶祥中学校・高等学校同窓会への名称変更、第34条第2項の追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則（平成15年11月28日第4条（設置する学校）中、理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科の追加、理工学部土木工学科を都市システム工学科に名称変更、ならびに法学部第2部法学科、経済学部第2部経済学科、経営学部第2部経営学科、文学部第2部人文学科の廃止に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成15年11月28日から施行する。

（立命館大学理工学部土木工学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部土木工学科は、変更後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成16年6月16日第4条中、テクノロジー・マネジメント研究科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成16年6月16日から施行する。

附 則（平成17年4月22日第4条中、経済学部国際経済学科および経営学部国際経営学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成17年4月22日から施行する。

附 則（平成17年6月10日 私立学校法改正等に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年6月10日）から施行する。

附 則（平成17年10月28日第4条（設置する学校）中、立命館守山高等学校追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年10月28日）から施行する。

附 則（平成17年12月5日第4条（設置する学校）中、立命館大学大学院経営管理研究科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則（平成18年3月24日第4条（設置する学校）中、立命館小学校追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年3月24日）から施行する。

附 則（平成18年4月24日第4条（設置する学校）中、立命館大学大学院公務研究科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成18年4月24日から施行する。

附 則（平成18年5月26日第4条（設置する学校）中、立命館大学映像学部映像学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成18年5月26日から施行する。

附 則（平成18年6月28日立命館大学映像学部設置に伴う理事・評議員定数の変更、立命館宇治中学校・高等学校同窓会鳳凰会への名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年6月28日）から施行する。

附 則（平成18年7月28日第4条（設置する学校）中、立命館大学産業社会学部現代社会学科の設置に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成18年7月28日から施行する。

附 則（平成18年8月21日副総長の定数および理事たる役職者の変更に伴う一部変更認可）

平成18年8月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月22日 事務所所在地の変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成18年9月22日から施行する。

附 則（平成18年10月27日第4条（設置する学校）中、立命館守山中学校追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年10月27日）から施行する。

附 則（平成19年3月30日相談役の設置に伴う一部変更）

平成19年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月3日第4条（設置する学校）中、立命館大学薬学部薬学科の追加、総合理工学院設置に伴う役職理事構成およびこれに関わる理事・評議員定数の変更に伴う一部変更）

平成19年12月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月25日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部数学物理学科の廃止に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成20年1月25日から施行する。

附 則（平成20年1月25日第4条（設置する学校）中、立命館大学生命科学部応用化学科、生物工学科、生命情報学科、生命医科学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月23日 第4条（設置する学校）中、立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の国際経営学部国際経営学科への名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

（立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の存続に関する経過措置）

立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科は、変更後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成21年8月25日 本法人が設置する学校の同窓会の追加および同窓会名称の変更等に伴う一部変更）

平成21年8月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月30日 第4条（設置する学校）中、立命館大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科およびこれに関わる理事・評議員定数の変更等に伴う一部変更）

平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月30日 第4条（設置する学校）中、立命館大学大学院スポーツ健康科学研

究科の追加に伴う一部変更)

平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月27日収益事業の追加に伴う一部変更)

平成22年1月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月20日第4条(設置する学校)中、立命館守山高等学校全日制課程情報ビジネス科、生活総合科および英語科廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成22年7月20日)から施行する。

附 則 (平成22年10月29日第4条(設置する学校)中、立命館大学大学院映像研究科の追加に伴う一部変更)

平成22年10月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日第4条(設置する学校)中、立命館大学大学院情報理工学研究科および大学院生命科学研究科の追加、立命館大学工学部電子情報デザイン学科の電子情報工学科への名称変更に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

(立命館大学工学部電子情報デザイン学科の存続に関する経過措置)

立命館大学工学部電子情報デザイン学科は、変更後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成23年11月25日第4条(設置する学校)中、立命館大学工学部情報学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成23年11月25日から施行する。

附 則 (平成24年2月7日立命館大学総合理工学院解消による理事および評議員定数の変更ならびに本法人が設置する学校の同窓会名称の変更に伴う一部変更)

平成24年2月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月28日収益事業の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成24年8月28日)から施行する。

附 則 (平成24年11月30日第4条(設置する学校)中、立命館大学文学部哲学科、文学科、史学科および地理学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成24年11月30日から施行する。

附 則 (平成25年1月25日事務所所在地の町名地番変更に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成25年2月23日から施行する。

附 則 (平成25年10月31日 第4条(設置する学校)中、立命館大学大学院薬学研究科の追加に伴う一部変更)

平成25年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月22日第4条(設置する学校)中、立命館大学文学部心理学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成25年11月22日から施行する。

附 則（平成26年3月28日第4条（設置する学校）中、立命館大学薬学部創薬科学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月30日副総長たる理事の定数変更、理事および評議員の定数変更、専務理事の分掌変更等に伴う一部変更）

平成26年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日第4条（設置する学校）中、立命館大学産業社会学部産業社会学科、人間福祉学科および情報理工学部生命情報学科の廃止に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成27年7月24日 第4条（設置する学校）中、立命館大学総合心理学部総合心理学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月21日理事および評議員の定数変更に伴う一部変更）

平成27年10月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部応用化学科および化学生物工学科の廃止に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成27年11月27日から施行する。

附 則（平成28年8月31日第4条（設置する学校）中、立命館大学大学院教職研究科（教職大学院）の追加に伴う一部変更）

平成28年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月25日第4条（設置する学校）中、立命館大学情報理工学部情報理工学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日第4条（設置する学校）中、立命館大学国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の追加に伴う一部変更）

平成29年6月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月24日第4条（設置する学校）中、立命館大学大学院人間科学研究科、理工学部環境都市工学科および食マネジメント学部食マネジメント学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日理事および評議員の定数変更に伴う一部変更）

平成30年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月27日第4条（設置する学校）中、立命館大学グローバル教養学部グローバル教養学科の追加に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月23日理事および評議員の定数変更に伴う一部変更）

平成31年1月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月26日第4条（設置する学校）中、立命館大学理工学部電子光情報工学科お

よびマイクロ機械システム工学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、令和元年7月26日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日 私立学校法改正等に伴う一部変更)

令和2年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月22日 第4条 (設置する学校) 中、立命館大学大学院応用人間科学研究科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、令和2年5月22日から施行する。

附 則 (令和2年11月27日 第4条 (設置する学校) 中、立命館大学大学院食マネジメント研究科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月28日 第4条 (設置する学校) 中、立命館大学大学院公務研究科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月28日 第4条 (設置する学校) 中、立命館アジア太平洋大学サステイナビリティ観光学部サステイナビリティ観光学科の追加に伴う一部変更)

この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日理事および評議員の定数変更ならびに理事会および評議員会の運営および議事録の取扱いの明確化に伴う一部変更)

令和5年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月24日 第4条 (設置する学校) 中、立命館大学経済学部国際経済学科および立命館大学情報理工学部情報コミュニケーション学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、令和5年12月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日 第4条 (設置する学校) 中、立命館大学情報理工学部メディア情報学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、令和6年5月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月31日 第4条 (設置する学校) 中、立命館大学情報理工学部知能情報学科の廃止に伴う一部変更)

この寄附行為は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月27日 私立学校法改正に伴う変更)

1 令和7年3月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人および常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員および評議員の定数、資格および構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員 (第8条第1項第3号イ、ロ、ハ、ニおよびホを除く。) および評議員であって、私立学校法第31条、第46条および第62条の資格および構成を満たすものの任期が令和7年度の定時評議員会の終結の時より後に満了する場合であっても、

その任期にかかわらず、令和7年度の定時評議員会の終結の時に、役員および評議員を辞任しなければならない。

4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員のうち第8条第1項第3号イ、ロ、ハ、ニおよびホに該当する役員であって、私立学校法第31条、第46条および第62条の資格および構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

5 前項の理事または評議員の解任は、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月30日 第4条（設置する学校）中、立命館大学工学部都市システム工学科、立命館大学工学部環境システム工学科および立命館大学情報理工学部情報システム学科の廃止に伴う一部変更）

この寄附行為は、令和7年6月1日から施行する。